

花巻市

クマ等の銃猟・麻酔捕獲に関する対応マニュアル

令和7年11月10日

目 次

1	はじめに	1
(1)	本マニュアルの概要	1
(2)	本マニュアルの流れ	1
2	クマ等の捕獲方針の検討・決定.....	2
(1)	捕獲の判断.....	2
(2)	捕獲方法の選択	2
(3)	銃猟捕獲に係る鳥獣保護管理法適用条項の選択.....	2
(4)	県捕獲許可・特例許可（鳥獣保護管理法第9条）に基づく銃猟捕獲	3
(5)	緊急銃猟（鳥獣保護管理法第34条の2）に基づく銃猟捕獲	3
(6)	麻酔による捕獲	7
(7)	警察官職務執行法第4条に基づく銃猟の支援	7
(8)	罠による捕獲	7
3	緊急銃猟の実施	8
(1)	用語の定義.....	8
(2)	緊急銃猟対策チームの設置と役割.....	9
(3)	指揮班の役割等	11
1)	指揮班の役割.....	11
2)	安全確保に関する計画の作成等	11
3)	通行禁止・制限を実施する場所の管理者への事前連絡	14
4)	緊急銃猟の実施.....	14
5)	緊急銃猟中止後の対応	15
6)	安全確保の解除.....	15
7)	緊急銃猟対策チームの廃止.....	15

(4) 安全確保班の役割等	15
1) 安全確保班の招集	15
2) 緊急銃猟を実施するための安全確保	15
3) 広報の実施	16
4) 緊急銃猟を実施するための安全確保の解除	16
(5) 捕獲班の役割等	16
1) 捕獲班及び捕獲者の招集	16
2) 緊急銃猟の実施に関する計画の調整	16
3) クマ等の監視	16
4) 緊急銃猟の記録	17
5) 緊急銃猟を実施する際の捕獲関係者等の安全確保及び配置	17
6) 捕獲班における緊急銃猟の実施	18
7) 捕獲班長、有害鳥獣対策アドバイザーの判断による銃猟の中止	18
8) 捕獲者の判断による銃猟の中止	19
9) クマ等の状態の確認、止め刺し、原状回復、損失確認	19
付録 本マニュアル及び花巻市熊出没対応マニュアルフロー (A3版拡大)	20
(1) 銃猟・麻酔による捕獲判断の流れ	20
(2) 銃猟捕獲に係る銃猟方法の選択手順	21
(3) 緊急銃猟の実施に関する流れ	22
(4) 花巻市熊出没対応マニュアル	23

1 はじめに

(1) 本マニュアルの概要

本マニュアルは、ツキノワグマ及びイノシシ（以下「クマ等」という。）が人の生活圏に出没した際に人身への被害を防止するために、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という）に規定される銃猟、その他クマ等の捕獲に関する市の対応方針の検討・決定及び緊急銃猟の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(2) 本マニュアルの流れ

本マニュアルは、クマ等の銃猟捕獲等の対応について、実際の流れに沿って構成する。

基本的な流れは、次のとおり。

- 1 銃猟・麻酔による捕獲判断（付録（1）銃猟・麻酔による捕獲判断フロー図参照）
- 2 銃猟捕獲に係る銃猟方法選択手順（付録（2）銃猟捕獲に係る銃猟方法選択手順フロー図参照）
- 3 緊急銃猟の実施に関する流れ（付録（3）緊急銃猟の実施に関する流れフロー図参照）

2 クマ等の捕獲方針の検討・決定

(1) 捕獲の判断

クマ等の出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を適切に聞き取り（警察が第一報を受けた場合には、警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等から再聴取を行う。）、市職員、有害鳥獣対策アドバイザー及び花巻市鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という）は速やかに現地調査を行い、クマ等の行動、人家や構造物の配置、出没場所の状況などから、住民等の安全の確保にはクマ等の捕獲の必要性について判断する。

また、捕獲の必要がないと判断した場合は、追い払い・警戒パトロール等の対応を行う。

(2) 捕獲方法の選択

市職員、有害鳥獣対策アドバイザー、実施隊員の現地調査により、クマ等の行動や興奮度合い、出没場所の状況などから人身被害の可能性が切迫しているかについて考慮し、クマ等の捕獲方法を選択する。

なお、クマ等の捕獲方法は次のとおりとする。

- ・県の捕獲許可・特例許可に基づく銃猟（鳥獣保護管理法第9条）

人身被害の可能性が切迫している場合または農作物被害を防ぐため必要な場合で鳥獣保護管理法第9条に規定する要件を満たす場合は県の捕獲許可・特例許可の枠内で銃猟による捕獲

- ・緊急銃猟による捕獲（鳥獣保護管理法第34条の2）

人身被害の可能性が切迫しているが鳥獣保護管理法第9条に規定する要件を満たさない場合で鳥獣保護管理法第34条の2に規定する要件を満たす場合は緊急銃猟による捕獲

- ・麻酔による捕獲

人身被害の可能性が切迫しており、鳥獣保護管理法第9条及び鳥獣保護管理法第34条の2に規定する銃猟の要件のいずれも満たさない場合は、県の捕獲許可・特例許可の範囲内で、麻酔による捕獲を検討

- ・罠による捕獲

捕獲の必要性があると判断された場合で人身被害の可能性が切迫していない場合は原則として罠による捕獲

※ 県の捕獲許可・特例許可に基づく銃猟、麻酔による捕獲、罠による捕獲の場合、県の捕獲許可・特例許可がない場合には県（県南広域振興局保健福祉環境部環境衛生課）に連絡し、許可を取得する。

(3) 銃猟捕獲に係る鳥獣保護管理法適用条項の選択

市職員、有害鳥獣対策アドバイザー、実施隊員の現地調査において人身被害の可能性が切迫していると判断した場合は、鳥獣保護管理法第9条に規定される県の捕獲許可・特例許可に基づく銃猟の実施に係る要件（2（4）参照）及び第34条の2に規定される緊急銃猟に基づく銃猟の実施に係る要件（2（5）参照）を検討し、農林部長（不在時は農村林務課長）がいずれかの銃猟捕獲の方法を選択する。

(4) 県捕獲許可・特例許可（鳥獣保護管理法第9条）に基づく銃獵捕獲

クマ等が市街地、住宅地、公園、学校、駅、観光施設等周辺に出没し留まっている場合など人身の被害の可能性が切迫している場合または農作物被害を防ぐため必要な場合においては、鳥獣保護管理法第9条に基づく県捕獲許可・特例許可の範囲内（付録（2）銃獵捕獲に係る銃獵方法選択手順参照）で規銃獵捕獲を検討することができる。県捕獲許可・特例許可の範囲内であることを確認した場合、農林部長（不在時は農村林務課長）は、鳥獣保護管理法第38条に規定される「銃獵の制限」（細部解釈を含む）（付録（2）銃獵捕獲に係る銃獵方法選択手順参照）に抵触していないことを確認した上で、県捕獲許可・特例許可に基づく銃獵捕獲を決定し、市職員、有害鳥獣対策アドバイザー、実施隊員に指示することができる。県捕獲許可・特例許可枠を使用済みである場合には県（県南広域振興局保健福祉環境部環境衛生課）に連絡し、県捕獲許可を取得する。

なお、鳥獣保護管理法第9条に基づき銃獵を実施する場合は、警察及び地域住民への伝達を行った上で銃獵を実施する。

また、「銃獵の制限」（鳥獣保護管理法第38条及びその細則、付録（2）銃獵捕獲に係る銃獵方法選択手順参照）に抵触すると判断される場合は、鳥獣保護管理法第9条に基づく銃獵による捕獲は見送り、必要に応じ緊急銃獵による捕獲（鳥獣保護管理法第34条の2）、麻酔または罠による捕獲を検討する。

- ・鳥獣保護管理法第9条に規定される県許可特例許可に基づく銃獵の選択要件
 - ① 鳥獣保護管理法第9条の規定に基づき、農作物被害及び人身被害の防止を目的としたツキノワグマの捕獲許可・特例許可を岩手県から得ている。
 - ② 岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領」第7に定めるツキノワグマの捕獲等の特例許可として、あらかじめ岩手県から市町村に配分された頭数の上限に達していない。
- ・鳥獣保護管理法第38条に規定される「銃獵の制限」（細部解釈を含む、付録（2）銃獵捕獲に係る銃獵方法選択手順参照）、これらの制限のいずれかに該当する場合には、鳥獣保護管理法第9条の規定に基づく銃獵は実施できない。
「銃獵の制限」
 - ① 日出前及び日没後でない。
 - ② 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所でない。
 - ③ 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物がない。

(5) 緊急銃獵（鳥獣保護管理法第34条の2）に基づく銃獵捕獲

ア) クマ等が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗り物に侵入していることまたは侵入のおそれが大きい場合（詳細は付録（2）銃獵捕獲に係る銃獵方法の選択手順参照）において、鳥獣保護管理法第9条に基づく銃獵が選択できない場合で、鳥獣保護管理法第34条の2第1項に規定される4要件（以下を参照、詳細は付録（2）銃獵捕獲に係る銃獵方法の選択手順参照）を全て満たすと判断される場合は、農林部長（不在時は農村林務課長）が鳥獣保護管理法第34条の2に規定される緊急銃獵に基づく銃獵の実施を決定し、緊急銃獵対策チームを設置する。

なお、農林部長（不在時は農村林務課長）が緊急銃猟の実施について、安全確保の観点などから必要と判断した場合には、事前に市長、副市長、県（県南広域振興局保健福祉環境部環境衛生課）または花巻警察署（生活安全課）などに相談することも推奨されるが、人身の被害の可能性が切迫している状況を優先することとし、必要と判断する範囲において、現場限りでの迅速な判断を行うこととする。

市長、副市長、県（県南広域振興局保健福祉環境部環境衛生課）または花巻警察署（生活安全課）などに事前相談を行った場合はもちろん、事前相談を行わなかった場合においても、緊急銃猟の実施については、速やかに市長、副市長、県（県南広域振興局保健福祉環境部環境衛生課）または花巻警察署（生活安全課）など関係機関に通知するものとし、また、花巻市クマ出没対応マニュアルに基づく府内周知及び一般周知を徹底する。

農林部長（不在時は農村林務課長）は、第34条の2に規定される緊急銃猟に基づく捕獲を選択した場合、直ちに3（2）に規定する緊急銃猟対策チームの各班長に対し、その旨を伝え、緊急銃猟に必要となる人員の確保とその他緊急銃猟実施にあたり必要な準備を直ちに行うよう指示する。また花巻警察署の支援を受ける体制を確保するものとし、必要に応じ岩手県の支援を得る。

- ・鳥獣保護管理法第34条の2第1項に規定される要件（付録（2）銃猟捕獲に係る銃猟方法の選択手順参照）

要件1 人の日常生活圏への侵入

クマ等が住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入のおそれがある場合

- ・人の日常生活の用に供されている場所

住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等

※登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。

- ・人の日常生活の用に供されている乗物

電車、自動車、船舶等が含まれる。

- ・侵入していること又は侵入するおそれがある場合

人の日常生活の用に供されている場所又は乗物にクマ等が侵入していることだけでなく、そのごく近傍の場所に、興奮し、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合も、緊急銃猟によって対処することができる。

要件2 人への危害を防止する措置が緊急に必要

クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があることがあると認める場合。

要件3 銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該クマ等の捕獲等をすることが困難であることを確認する。

※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することと考えられる（環境省「緊急銃猟ガイドライン」63 ページ）

要件4 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれを排除するための観点は以下のとおり。

＜銃猟を行う際の観点＞

観点1 銃・弾丸の種類

緊急銃猟を行う捕獲者が現に所有している銃と実包等しか緊急銃猟に用いることはできないため、捕獲者が適切な銃及び実包等を選択する必要がある。市が銃と実包等の基本的な特性を把握し、クマ等、バックストップ、危険物、使用する実包等及び人の位置関係を踏まえて緊急銃猟の実施可否を判断する必要がある。

観点2 バックストップと跳弾

【共通事項】

芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする。竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質の材や水面は跳弾のおそれがありため避けるべきである。

跳弾のリスクを低減するため、バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り 90 度に近づける。このため、平地などバックストップに該当するような斜面がない場所で発砲する場合は、やわらかな地面をバックストップとして活用するため、トラック等の荷台や高い建物といった場所から、角度を付けた撃ち下ろしすることを基本とする。

ただし、例えば山野の急斜面などバックストップが地面と垂直に近い場合は、地面と水平に近い角度で発射することが望ましい。

【屋外】

・芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする。竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質の材や水面は跳弾のおそれがありため避けるべき。

※草丈の高い土地をバックストップにする場合、万が一に草の陰に人がいることがないよう、十分な安全確保を行った上で、通常以上に矢先の安全確認に十分注意する。

【屋内】

・屋内では、弾丸が止まる堅い材質のもの（例：壁面等）をバックストップにする。壁・弾丸がバックストップを貫通するおそれがある場合は、貫通することを想定して、貫通した先に土のような柔らかいものがバックストップとして機能するよう、射線を管理する。

- ・コンクリート壁等の硬質の材は弾丸が到達することで跳弾が発生するおそれがあるが、その硬質の材に十分な厚みがある場合は、弾丸が貫通するおそれが低いと考えることができる。この場合でも、壁面のうち窓などの硬質でない箇所を銃弾が貫通しないよう、注意する必要がある。
- ・盾やバリケードを用いる等して、捕獲関係者等に跳弾や破片等が到達することができないよう留意する。
- ・コンクリートブロック程度の材であればライフル弾は貫通する可能性があることに留意し、必要に応じて貫通した先の安全の確保やバックストップの確認を行う。貫通するおそれがある場合、貫通した場合の射線上のバックストップに対して、十分な入射角を確保して発射する。

観点3 その他の留意事項の確認

【捕獲関係者等や危険物への注意】

弾丸がクマ等を貫通し、又はクマ等が移動して弾丸を回避した場合に、人がいる可能性のある場所や引火物・爆発物等の危険物に弾丸が到達しないよう、射線方向を限定する。

具体的には、捕獲関係者等は事前に捕獲適地や周辺の通行制限等の範囲を把握し、その実施状況を隨時情報共有した上で、安全な射線方向を認識する。民家の庭等の地面をバックストップにする場合、地面の下のガス管等についても考慮し、ガス管等がある場合に通常設置される標識によって確認したり、土地所有者等にあらかじめ確認することが望ましい。

なお、弾丸が貫通しない崖等の急斜面や硬質の建物の壁面等の後背の建物には弾丸が到達しないものとして扱ってよいが、それらに当たって跳弾する可能性はあることから射手等は跳弾に対応する措置を講ずる必要がある。

【追跡に当たってのクマ等の逸走への注意】

クマ等が万が一逸走した場合に備え、近接する山野など逸走しても問題のない方向があれば、そこへ追い込むよう、捕獲関係者の配置をする。ただし、興奮したクマ等は予想が困難な行動をとり、特定の場所に誘導することは困難な場合があることに留意する。

イ) 市職員及び有害鳥獣対策アドバイザーにおいて、緊急銃猟が可能な条件を満たす見込みが十分にあると判断した場合には、緊急銃猟の実施に向け「緊急銃猟対策チーム」の設置について、農林部長（不在時は農村林務課長）にその旨を報告する。

なお、屋外における夜間の緊急銃猟は、環境省「緊急銃猟ガイドライン（15ページ）」に規定する夜間に緊急銃猟を実施する者の要件を満たす捕獲者を確保できないことから、実施しないこととする。

また、鉄道事業者との安全確保に関する調整には時間を要するものと想定され、その間に捕獲対象のクマ等が移動する可能性が高いことから、銃猟を実施しようとする場所から半径 200m の範囲に鉄道が敷設されているときは緊急銃猟を実施しないこととする。

- ウ) 4要件を満たす見込みがないと判断し緊急銃猟を実施しない場合は、警察官職務執行法第4条に基づく銃猟、又は罠による捕獲を検討するとともに、クマ等の警戒パトロール等を行う。

(6) 麻酔による捕獲

クマ等が市街地、住宅地、公園、学校、駅、観光施設等周辺に出没し留まっている場合においても、鳥獣保護管理法第9条に規定される鳥獣の捕獲許可に基づく銃猟及び第34条の2に規定される緊急銃猟に基づく銃猟の実施に係る要件のいずれも満たさない場合は、市職員及び有害鳥獣対策アドバイザーが麻酔による捕獲の要件（下記）について検討し、麻酔による捕獲の要件を満たすと判断した場合は農林部長（不在時は農村林務課長）は県の捕獲許可・特例許可の枠内で麻酔による捕獲の実施を決定する。

また、麻酔による捕獲の実施を決定した場合は、麻酔実施者に対応を依頼する。

- ・麻酔による捕獲の要件

建物の中や塀に囲まれた場所等、麻酔効果が発現するまでの間（10～15分）、逃走の可能性が低い（逃走した場合でも、逃走経路を容易に特定できる）状況にあること。

(7) 警察官職務執行法第4条に基づく銃猟の支援

銃猟による捕獲を検討した場合、クマ等の状況を警察官と情報共有し、警察官が、人が暮らす地域に出没したクマ等により、人命や身体の安全に重大な危険が及ぶ可能性があり、その危険を防止・排除する必要があると判断し、銃猟を命令した場合（現実的、具体的に危険が生じ特に急を要する場合）、警察官職務執行法第4条に基づく銃猟を実施するための支援を行う。

(8) 罠による捕獲

次のいずれかに該当する場合は、県の捕獲許可・特例許可の枠内で罠による捕獲について検討する。罠による捕獲は、市職員及び有害鳥獣対策アドバイザーが、餌に誘因されたクマ等により人身被害の可能性がないことを十分に確認した上で実施する。

- ・捕獲以外に農林業被害を防止できない場合
- ・農地などに留まっている場合
- ・市街地等への侵入する可能性が高い場合
- ・その他、捕獲が必要と判断される場合で、銃猟若しくは麻酔による捕獲の要件を満たさない場合

3 緊急銃猟の実施

(1) 用語の定義

鳥獣保護管理法第34条の2に定義する緊急銃猟の実施に関する主要な用語の定義は以下のとおりである。

危険鳥獣…人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）で定める鳥獣。政令により、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを危険鳥獣としている。緊急銃猟の対象は、危険鳥獣に限られる。

緊急銃猟…鳥獣保護管理法第34条の2の緊急銃猟のこと。危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等をすること。

緊急銃猟の委託…緊急銃猟実施時における危険鳥獣の銃猟の「委託」とは、あらかじめ業務委託契約を締結しているか否かに関わらず、委託者である市町村長が受託者である捕獲者に対して、本来市町村の権限に属する銃猟行為を依頼して実行させるものをいう。

捕獲者…実際に銃器により鳥獣を捕獲する者のこと。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため、「捕獲者」の用語を用いた。

捕獲関係者…地方自治体職員、捕獲者等の捕獲に従事する関係者のこと。鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者を表す捕獲従事者と区別するため、「捕獲関係者」の用語を用いた。なお、単に「関係者」と表す場合には、一般用語として用いることとした。

人の日常生活圏…人の日常生活の用に供されている場所又は乗物のことをいう。
人の日常生活の用に供されている場所は、例えば、住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等が含まれる。
※登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。
人の日常生活の用に供されている乗物は、例えば電車、自動車、船舶等が含まれる。

(2) 緊急銃猟対策チームの設置と役割

緊急銃猟の実施によりクマ等の捕獲の実施の可能性がある場合、速やかに緊急銃猟対策チームを設置する。緊急銃猟対策チーム構成員及び役割は、表1のとおりとする。

なお、市職員が不足する場合には、鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、岩手県に応援職員の派遣を要請する。

表1 緊急銃猟対策チームの構成及び役割

班	構成員	役割
指揮班	【班長】 農林部長（不在時は農村林務課長） 【構成員】 農政課長補佐、花巻市鳥獣被害対策実施隊長、広報情報課長、地域づくり課長（花巻地域に限る）、緊急銃猟実施対象の総合支所長、花巻警察署員	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟の実施のための安全確保に関する計画作成・緊急銃猟全般に関する指揮・通行禁止・制限に関する通報
安全確保班	【班長】 農政課長（不在時は農政課長補佐） 【構成員】 農政課職員、農村林務課職員、広報情報課職員、地域づくり課職員（花巻地域に限る）、緊急銃猟実施対象の総合支所職員	<ul style="list-style-type: none">・安全確保に関する措置・広報の実施
捕獲班	【班長】 農村林務課長（不在時は農村林務課長補佐） 【構成員】 農村林務課職員、緊急銃猟実施対象の総合支所職員、捕獲者、花巻警察署員	<ul style="list-style-type: none">・捕獲者の選定・招集・緊急銃猟の実施に関する計画調整・緊急銃猟の実施等・緊急銃猟実施後の対応

各班の役割と内容は表2のとおり。

表2 緊急銃猟を実施する際の役割と内容

	役割	内容
指揮班	緊急銃猟の実施のための安全確保に関する計画作成	緊急銃猟の実施に関する計画に基づき、「通行禁止等に関する職員配置計画」、「住民の避難に関する職員配置計画」、「広報に関する職員配置計画」の作成
	緊急銃猟全般に関する指揮	緊急銃猟の実施の判断 緊急銃猟の中止後の対応検討・指示 クマ等捕獲後の対応
	通行禁止・制限に関する通報	緊急銃猟に伴い通行禁止・制限する場所を花巻警察署へ通報
安全確保班	安全確保に関する措置	通行禁止・制限の実施（農政課、総合支所職員） 住民の避難（農政課、農村林務課職員、総合支所職員） 行政区長への連絡（地域づくり課又は総合支所職員）
	広報の実施	ホームページ、SNS等による広報及びマスコミリリース（広報情報課職員） 広報車による広報（農政課、農村林務課職員、総合支所職員） 大迫の防災無線での周知（大迫総合支所） 東和有線放送での周知（東和総合支所）
捕獲班	捕獲者の選定・招集	捕獲者の選定（農村林務課職員）
	緊急銃猟の実施に関する計画調整	安全確保の方法や発砲の向き等の緊急銃猟に関する計画調整（農村林務課職員、有害鳥獣対策アドバイザー、捕獲者）
	緊急銃猟の実施等	クマ等の監視（農村林務課職員、総合支所職員） 緊急銃猟の記録（農村林務課職員） 緊急銃猟によるクマ等の捕獲（捕獲者、農村林務課職員）
	緊急銃猟実施後の対応	銃猟後のクマ等の状態確認（捕獲者、農村林務課職員） 原状回復（農村林務課職員） 損失確認（農村林務課職員）

(3) 指揮班の役割等

1) 指揮班の役割

指揮班長は、緊急銃猟による捕獲を実施する可能性がある場合、対策チームの班員に對し、待機の指示を行う。

また、緊急銃猟対策チームを設置するときは、指揮班長が指揮班の構成員、安全確保班長及び現地班長を招集する。

指揮班は、緊急銃猟の実施に関する安全確保に関する計画を作成し、捕獲班と安全確保班との調整を行なながら、緊急銃猟の実施を指揮する。

2) 安全確保に関する計画の作成等

指揮班は、捕獲班が調整した「緊急銃猟の実施に関する計画」に基づき、「通行禁止等に関する職員配置計画」、「住民の避難に関する職員配置計画」及び「広報に関する職員配置計画」を作成し、安全確保班との調整を行う。

① 通行禁止・制限範囲の設定

指揮班は、通行禁止・制限範囲は次の要領により決定し、安全確保班に通行禁止・制限範囲を明示するよう指示する。

＜基本的な考え方＞

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、こうした危害が及びうる範囲に住民（周辺に住所を有する者に限らず、当該場所を通行している者も対象となる）が立ち入らないようにする。

ここで「緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害」とは、

- ・人への弾丸の到達が含まれるほか、緊急銃猟の実施に伴って間接的に及び得る危害
- ・弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害

- ・被弾したクマ等が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害をいう。

通行禁止・制限範囲は、屋外、屋内かどうかや、その場所の状況（住居等の状況やバックストップの状況を含む）等により個別に判断することとなる。

なお、屋外において銃猟を行った際に、安全確保に関する措置がとられていたと考えられる事例として、

- ・銃猟実施場所から半径 200m の範囲を安全確保が必要なエリアとして扱った例
- ・夜間のみに出没するクマ等に対応するために、集落内の住民避難（家屋からの避難）をした上で銃猟を実施した例
- ・施設内にクマ等が侵入した際に、当該施設敷地内からの地域住民の退避を確認した上で、銃猟を実施した例

などがある。いずれもバックストップや矢先の状況、跳弾の可能性、人家・人の配置（被害対象）の把握、周囲の地形、交通の状況等を総合的に勘案した上で安全確保措置が講じられている。

なお、緊急銃猟に伴う通行制限措置については、道路交通法に基づく交通規制権限を有する花巻警察署と緊密な連携を図ることとする。

＜通行禁止・制限範囲の立案者・設定者＞

現場指揮を担当する市職員が通行禁止・制限範囲を立案する。その際、実際に用いる銃器等の性能に係る情報、狩猟に係る知識や経験を有する捕獲者（連携して住民の避難等を行う警察官）の助言を踏まえて決定する。

通行禁止・制限範囲の設定は、法第34条の4に基づき、市長が行う。

＜通行禁止・制限範囲の中心点＞

対象となるクマ等又は捕獲者（※）を中心とする。ただし、通行禁止・制限範囲の形状は円形である必要はなく、人に弾丸が到達しうる範囲等に応じて設定する。

※クマ等を中心とする趣旨：クマ等が暴れたり逸走したりする危険を排除するもの。

捕獲者を中心とする趣旨：銃猟に伴う危険を排除するもの。

対象となるクマ等が大きく移動した場合には前提が変わるために、この通行禁止・制限範囲を検討し直す必要がある。

＜人に弾丸が到達しうる範囲の考え方＞

用いる銃器や弾丸の種類や性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して、通行禁止・制限措置を講じる。

● 射線方向

射線方向（発射した銃弾に直接被弾するおそれがある範囲）には、通行禁止・制限措置を必ず講じて、屋内外を含め人がいない状態とする。

※射撃の際には、クマ等の動きに合わせて、矢先を多少左右上下に振ることが想定される。この際に危険が無いよう、緊急銃猟において射線とする範囲を予め捕獲関係者間で打ち合わせる。すなわち、通常、射線方向には幅を持たせることが想定される。一方で、必ずしも捕獲者の前方180° 全てに人がいない状態を作らなければならない訳ではない。

● 跳弾

バックストップの性質によっては、発射した銃弾が跳弾となり射線方向から外れて周囲に飛ぶおそれがある。そのため、対象となるクマ等又は射手を中心とした周囲に通行禁止・制限措置を講じる。射線方向には原則として人がいない状態とするが、跳弾の可能性がある範囲については、屋内退避等も許容される場合がある。

● 有効射程距離、最大到達範囲等への考え方

緊急銃猟の実施の際には、角度等を工夫してバックストップに向かって発砲することになるため、発射地点からの最大到達範囲にまで銃弾が到達しうると想定することや、発射しない方向にまで発射する方向と同等の銃弾の到達のおそれがあると想定することは過度な対応となる。銃や弾の種類によっては、有効射程距離や最大到達範囲に係る数値の情報が入手できるものもあるが、かえって適切かつ現実的な通行禁止・制限範囲の決定ができず、迅速な緊急銃猟の実施に支障を来すため、過度な対応は避ける必要がある。

＜弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害＞

爆発等が生じるおそれがある場所で緊急銃猟を行う場合には、射線上から引火物や爆発物が外れるように措置するとともに、万が一に備え住民等へ危害が及ばないよう通行禁止・制限措置を講じる。もっとも、爆発等が生じるおそれがある中で、緊急銃猟により対処しなければならない状況は、非常に限定されると考えられる。

＜被弾したクマ等が興奮し暴れることにより人の生命身体に危害が及ぶ範囲の考え方＞

緊急銃猟によって確実に捕獲できるか等によって判断する。射手からクマ等までの距離、視認性、風の強さ、捕獲者の技術的な見解や情報、経験等から判断することとなる。

着弾したがすぐに倒れず、手負い（半矢）状態となったクマ等が逸走する方向や確実に逸走しない方向を予測することは困難であり、また、逸走する方向を人為的に誘導することは困難であることから、緊急銃猟によって確実に捕獲できる見込みが低い場合には、可能な限り広い範囲を「被弾したクマ等が興奮し、暴れることによって人の生命身体に危害が及ぶ範囲」に該当すると想定することとなる。（緊急銃猟によって確実に捕獲できる見込みが相当に低い場合で、通行禁止・制限措置等の手段も含む安全確保が困難な場合には、緊急銃猟に係る条件の一つである「銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない」を満たさないため、緊急銃猟を実施しないこと。）

＜住民の避難の可否＞

住民の避難を前提にして通行禁止・制限範囲を設定しても、実際には、クマ等がいる状況では区域外への避難ができず、屋内への退避をしようにも退避先が確保できない可能性も考えられるため、通行禁止・制限範囲の設定の段階で、住民の避難が到底不可能な計画を立案していないかについても考慮する必要がある。

＜状況別の留意点＞

屋外での緊急銃猟

屋外での緊急銃猟は、人への弾丸の到達だけでなく、被弾により興奮したクマ等による加害の可能性を想定し、クマ等が移動しうる範囲を想定した通行禁止・制限範囲の設定が必要となる。また、捕獲関係者以外の者（マスコミ等）に対し、可能な限りクマ等に刺激を与えないように行動に留意することを周知し、クマ等の不要な移動範囲の拡大を防止する。

基本的には、見通しが良く、常にクマ等の位置が特定でき、安全確保ができる場面を除いて、その場に居続けて膠着状態となっている場面での銃猟が想定される。ただし、クマ等が常に移動している状況においては安全確保が難しく、前提条件が整わないため銃猟は困難であり、安全確保が可能となる場所に移動するまで、待機し機会をうかがうことも想定する。

屋内での緊急銃猟

屋内での緊急銃猟は、クマ等がいる建物を中心として、当該建物に捕獲関係者以外の者が立ち入らないように通行禁止・制限範囲を決定し、逸走・反撃を想定して建物外部にて当該範囲を設定する必要がある。その際には、弾丸が建物外へと貫通することも想定して建物外部の隣接した場所も含めて通行禁止・制限範囲の決定を行う。

なお、夜間（日出前及び日没後）に屋内において緊急銃猟を実施する場合の捕獲者の要件は、昼間と同等のものとする。（法第34条の2第3項に基づき定められている「夜間に緊急銃猟を実施する者の追加要件」を満たす必要はない）

② 住民の避難

安全確保班は、通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させ、通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかける。

区域内にある建物内にいる者は、銃弾が当たらないようにするには、当該建物の外に出て、通行禁止区域の外に出ることが最も望ましいが、実際には、クマ等がいる状況で建物外に出て避難することは困難である場合も考えられる。そのような場合には、屋内避難をさせ、屋外に出ないように呼びかけた上で通行禁止・制限を開始する。

屋内避難の場合は、跳弾が窓に当たる等により、窓が割れ怪我をする可能性に備え、窓から離れるか、窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとることが重要である。また、建物の壁の材質や厚さによっては、弾丸が貫通してくる可能性もあるため、この観点からも窓から離れるか、窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとることが重要である。射線方向に家屋がある場合に関しては、建物から退避し、安全な場所へ避難することも検討する。

※病院や介護施設の利用者で移動ができず、窓の近くにいることがやむを得ない場合は、カーテンをしめ窓ガラスの飛散が当らないように注意することが必要である。

3) 通行禁止・制限を実施する場所の管理者への事前連絡

指揮班は、花巻警察署に通行禁止・制限を実施する旨を通報する。

4) 緊急銃猟の実施

- ア) 指揮班は、安全確保に関する計画に基づき、緊急銃猟の実施に関する安全確保が行われたことを確認する。
- イ) 緊急銃猟の実施については、市長の委任を受け農林部長が判断するものとする。農林部長の不在時は、農村林務課長が判断するものとする。
- ウ) 緊急銃猟の実施を判断した場合は、その内容を自治体専用ビジネスチャットツール「LoGo チャット」を用いて市長に報告する。

5) 緊急銃猟中止後の対応

指揮班は、緊急銃猟を中止した場合、以後の対応方針を検討し、決定する。なお、方針毎の対応は次のとおりとする。

- ・緊急銃猟の再開

捕獲班に、改めて緊急銃猟の実施に関する計画の作成を指示する。

- ・警察官職務執行法による銃猟

花巻警察署と警察官職務執行法第4条に基づく銃猟の実施について協議を行う。

また、警察官職務執行法第4条に基づく銃猟を実施する場合は、安全を確保するための支援を行う。

- ・緊急銃猟の中止

安全確保解除の指示、警戒・監視・クマ等の追跡を行う。

6) 安全確保の解除

指揮班は、緊急銃猟、警職法によりクマ等を捕獲した場合、又は、緊急銃猟の中止後にクマ等による人へ危害を及ぼすおそれがなくなった場合は、安全確保班に安全確保の解除について指示する。

7) 緊急銃猟対策チームの廃止

指揮班は、緊急銃猟の実施に関する安全確保が解除されたことを確認した後、緊急銃猟対策チームを廃止する。

(4) 安全確保班の役割等

1) 安全確保班の招集

緊急銃猟対策チームが設置されたときは、安全確保班長が構成員を招集する。また、安全確保班長は、「通行禁止等に関する職員配置計画」、「住民の避難に関する職員配置計画」及び「広報に関する職員配置計画」に基づき、市職員を招集するよう構成員に指示する。

2) 緊急銃猟を実施するための安全確保

安全確保班は、「通行禁止等に関する職員配置計画」及び「住民の避難に関する職員配置計画」に基づき、市職員を配置する。その際、通行禁止等に関する職員に対し、ヘルメット及び盾を貸与する。

安全確保班は、コーン及びコーンバーを用いて通行禁止・制限を実施する。また、目視にて住民の屋内避難が完了したことを確認次第、指揮班に報告する。

※ヘルメット、盾、コーン及びコーンバーは、捕獲班が保管場所から指揮班に搬入し、安全確保班は必要数を用いて対応する。

3) 広報の実施

安全確保班は、「広報に関する職員配置計画」に基づき市職員を配置し、市公式ホームページ、SNS、えふえむ花巻、防災無線（大迫地域）、有線放送（東和地域）による情報発信、広報車による広報、マスコミリリース等を行う。

また、緊急銃猟の状況を指揮班に確認し、必要に応じて、市公式ホームページ、SNS 等の内容を更新する。

4) 緊急銃猟を実施するための安全確保の解除

安全確保班は、指揮班から緊急銃猟を実施するための安全確保の解除について指示を受けた場合、次のことを行う。

- ・通行禁止・制限のため配置した市職員を撤収する。※コーン及びコーンバー含む
- ・住民へ避難解除を周知する。なお、住民への避難解除の周知が完了次第、配置していた市職員を撤収する。
- ・広報車により、緊急銃猟を実施するための安全確保が解除された旨を周知する。なお、広報が終了次第、配置していた市職員を撤収する。
- ・市公式ホームページ、SNS 等により緊急銃猟を実施するための安全確保が解除された旨を情報発信する。

（5）捕獲班の役割等

1) 捕獲班及び捕獲者の招集

捕獲班長は、緊急銃猟対策チームが設置されたときは、市職員の構成員を招集するとともに、緊急銃猟実施対応捕獲者名簿掲載者から捕獲者を選定し招集する。

2) 緊急銃猟の実施に関する計画の調整

ア) 捕獲班は、農村林務課職員、有害鳥獣対策アドバイザー及び捕獲者が協議し、現場の情報収集の結果などを踏まえ、「緊急銃猟の実施に関する計画」を調整する。なお、当該計画は、現場又は現場近くにおいて、地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談するなど、実際の計画の調整とする。

イ) 「緊急銃猟の実施に関する計画」が決定次第、捕獲班は、使用する銃器や弾丸の種類・性質、地図に捕獲者、クマ等、射線方向を現地の地図に記載するとともに、それらを指揮班に提出する。

3) クマ等の監視

捕獲班は、緊急銃猟によるクマ等の捕獲の実施を決定した場合、緊急銃猟が終了するまでクマ等を監視する職員を配置する。監視担当職員は、クマ等の移動等により状況に変化が生じた場合は、速やかに指揮班に報告する。

なお、監視担当職員は安全を確保するため、原則、車両内から監視することとし、車両の外から監視する場合は、監視担当職員へヘルメット・盾を貸与するとともに、クマ等との必要な距離及び回避場所を確保する。

4) 緊急銃猟の記録

捕獲班は、緊急銃猟を実施する際には、記録担当者がビデオカメラ等を用いて緊急銃猟の様子を撮影し、市の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう記録を行う。また、この対応について、予め、捕獲者から了承を得ることとする。

5) 緊急銃猟を実施する際の捕獲関係者等の安全確保及び配置

緊急銃猟を実施する際には、捕獲関係者等の安全が確保されるよう、必要な措置を講じる。具体的には次のとおり。

① 対象となるクマ等との距離

対象となるクマ等との必要な距離及び回避場所を確保する。クマ等との距離を確保することは、対象を必要以上に興奮させないためにも重要であり、そのことが捕獲関係者等の安全にもつながる。特に、クマの場合には、一見動きを見せない場合（建物等にうずくまっている状況、銃猟後を想定）であっても、その後急に動き出すおそれがあることに注意する。

② 捕獲者付近への配置

誤射や跳弾により誤って弾丸が捕獲関係者等に到達するリスクを低減するため、銃猟を実施する付近への人員の配置については、必要最小限とする。ただし、手負いとなつたクマ等が市街地を走るといった事態を避けるため、複数の捕獲者を異なる場所に配置して、予測される動きに対し、確実にバイタル・エリア（急所）に銃弾を到達させるよう考慮することが重要となる場合があり、その際は射撃の順番も含め、事前に捕獲者間でそのプランを共有しておくこと。

③ 捕獲関係者の装備

ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の装備を配備する。連絡手段等については、捕獲関係者等間で必要な情報共有を行うため、無線機を配備する。装備は状況把握の下見や訓練においても徹底して行う。建物内で発砲する際は特に跳弾のリスクが想定されることから、盾の装備を行う。

また、暗い建物の中の場合は照明を用意すること。

④ 捕獲関係者による捕獲者のサポート

現場では、銃器を使用する者が対象鳥獣の捕獲に集中できるよう、市職員がサポートする。

人の日常生活圏では予測困難な事態が発生する場合が多いため、市職員が現場対応にあたり、状況判断と対応方針を協議し、関係法令の違反が生じないようにする。

⑤ 対象鳥獣を見失った場合の対応方法の検討

対象鳥獣を見失った場合には、速やかに地域住民への周知を徹底する。クマ等への刺激になる可能性もあるが、広報車やパトカーで注意喚起することで住民等の安全を確保する。

⑥ 手負い個体への対応の準備

特に屋外の場合、銃弾 1 発で仕留められず、手負い状態になって逸走してしまう場合については、人の日常生活圏での対応であることを鑑み、事前に十分そのリスクを回避する準備が必要である。住民等の安全確保や捕獲関係者の安全確保は当然ながら、射手は複数人準備しておく。

手負いになったクマ等は、最終確認地点、移動方向、被弾の状況といった当該個体の状況をできる限り把握し、損傷の程度などの情報を捕獲関係者間で共有する。追い詰められた場合が最も危険なので、地域住民への注意喚起とともに複数で慎重に追跡を行う。損傷が大きい個体の場合は特に物陰等に身を潜める場合があるので追跡の際は特に注意をする。

6) 捕獲班における緊急銃猟の実施

捕獲班は、指揮班より緊急銃猟の実施について指示を受けた後、捕獲者へ証票（ゼッケンや腕章などの外見上携帯していることが明らかなもの）を渡し着用させる。

証票は、緊急銃猟を実施する者の人数分必要となる。（確実な捕獲のため、第一矢がクマ等に命中しない場合には直ちに第二矢を放つ体制を確保する場合が考えられるが、このような場合には、同時に 2 名に証票を渡すこととなる。）

捕獲班は、捕獲者への証票配布した後、再度、緊急銃猟の条件を満たしていることを確認し、指揮班にその旨を報告する。

指揮班より緊急銃猟の実施の指示を受けた後、捕獲班は捕獲者に緊急銃猟を実施するよう指示する。

7) 捕獲班長、有害鳥獣対策アドバイザーの判断による銃猟の中止

捕獲班長、有害鳥獣対策アドバイザーは、緊急銃猟の実施に関する安全確保が十分に講じられていないと判断される場合、又は対象となるクマ等が緊急銃猟の実施前及び実施により大きく移動し安全確保措置が不十分と判断される場合は、緊急銃猟を中止し、その旨を捕獲者を含む捕獲関係者に伝える。また、その後、指揮班に緊急銃猟を中止した旨を報告する。

なお、クマ等が移動した等で緊急銃猟の条件を満たさなくなったため、緊急銃猟をやり直す場合には、証票を回収し再度緊急銃猟できる条件が整った際に改めて付与する。

再度、指揮班から緊急銃猟の再開に関する指示を受けた場合、上記 3. (5) 6) 捕獲班における緊急銃猟の実施の記載に従い、改めて、緊急銃猟の実施に関する安全確保措置が講じられたことを確認の上、緊急銃猟を再開する。

この他、屋外での緊急銃猟については、夜間（日出前、日没後）となった場合、緊急銃猟を中止することとし、上記と同様に必要な手続きを行う。

8) 捕獲者の判断による銃猟の中止

捕獲者は、捕獲班から緊急銃猟の実施の指示を受けた場合においても、用いる銃器や弾丸の種類や性質、バックストップの性質等を踏まえ、安全確保措置が講じられていないと判断した場合は、捕獲者自身の判断により緊急銃猟を中止することができる。

緊急銃猟を中止した場合は、捕獲者を含む捕獲関係者に緊急銃猟を中止した旨を伝える。また、その後、捕獲班は指揮班に緊急銃猟を中止した旨を報告する。

9) クマ等の状態の確認、止め刺し、原状回復、損失確認

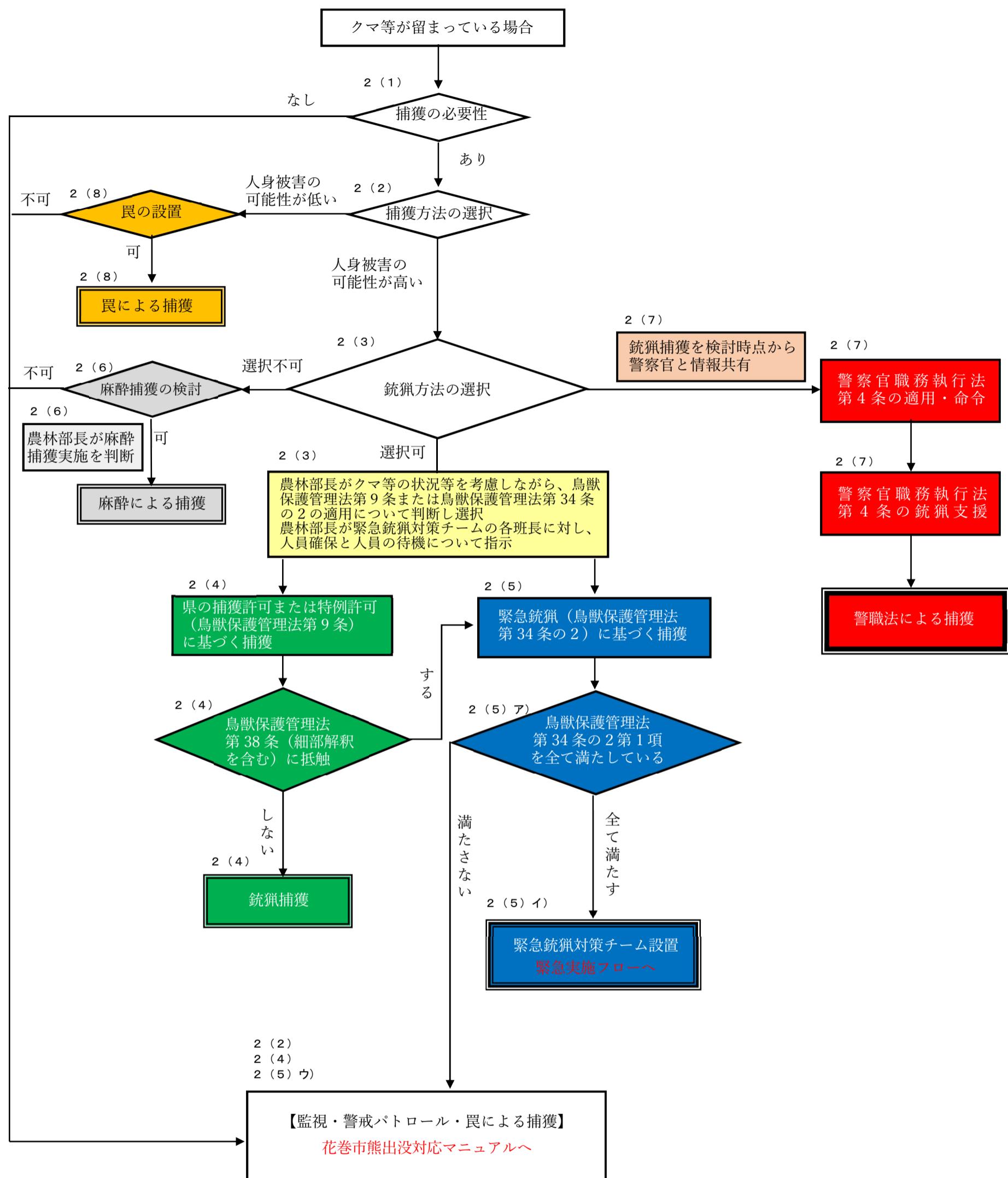
銃弾によりクマ等の動きが止まった場合、捕獲関係者は安全確保した上クマ等の生死を確認し、銃猟の終了について判断する。

確認の結果、クマ等の生存が確認された場合、捕獲者は止め刺しを行う。

クマ等の死亡を確認した後、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために写真を撮影する。

付録 本マニュアル及び花巻市熊出没対応マニュアルフロー

(1) 銃猟・麻酔による捕獲判断の流れ



フロー図の各項目の上部の番号はクマ等の銃猟・麻酔捕獲に関する対応マニュアルの項目番号

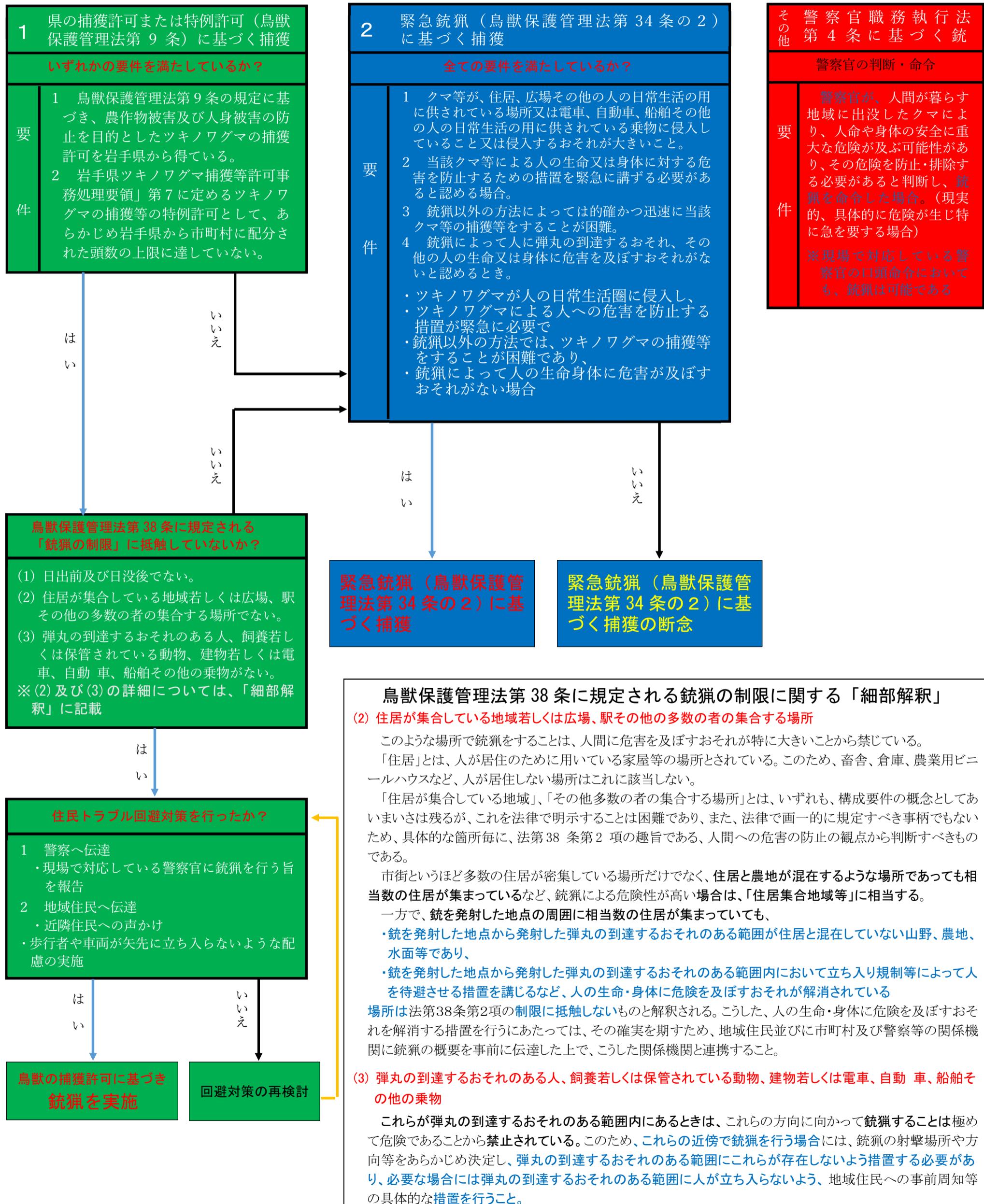
(2) 銃猟捕獲に係る銃猟方法の選択手順

銃猟によるツキノワグマの捕獲を選択する場合は、次の順番により適用する法令を検討すること

1 鳥獣保護管理法第9条に規定される鳥獣の捕獲許可に基づく銃猟

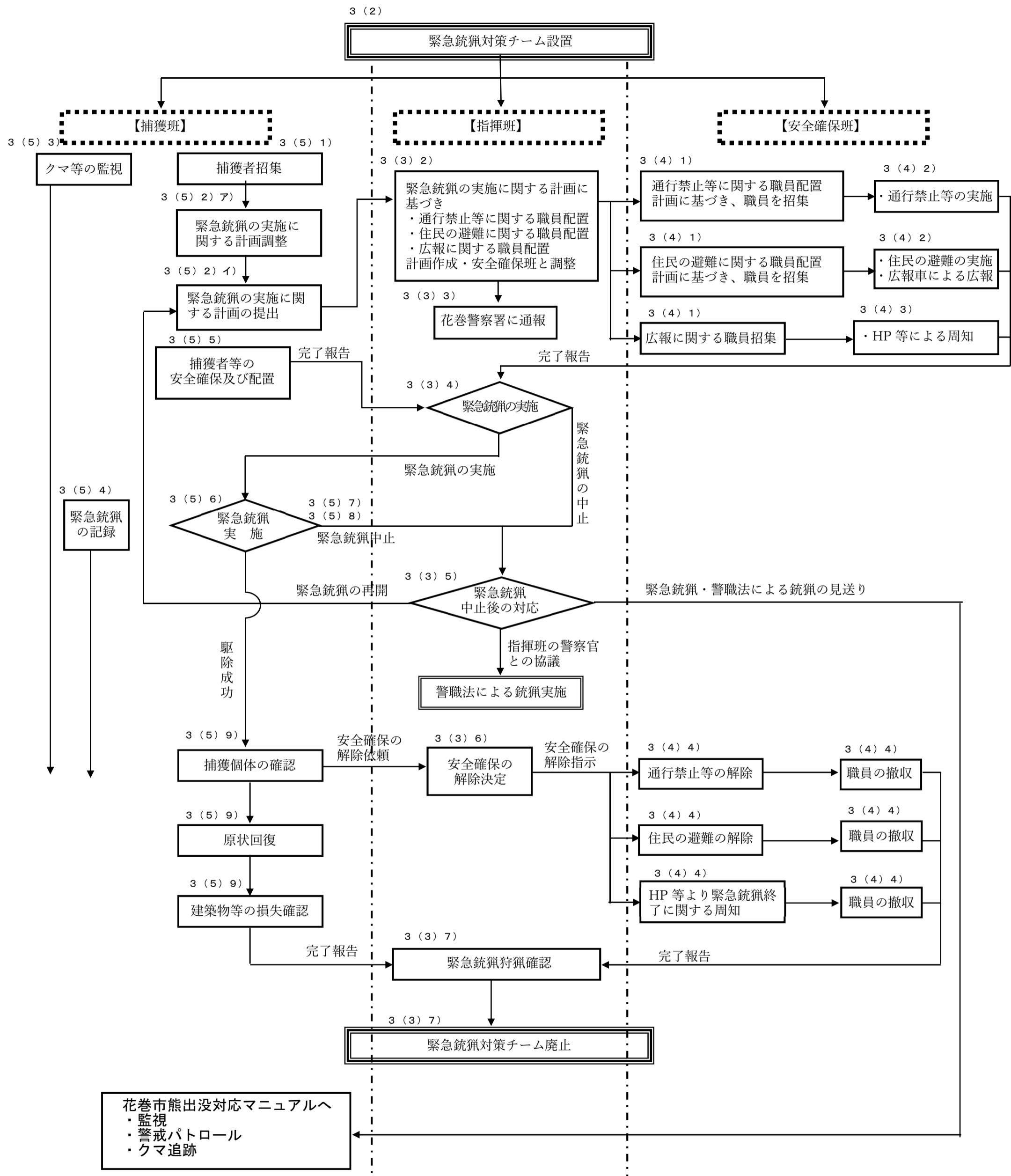
2 鳥獣保護管理法第34条の2に規定される緊急銃猟に基づく銃猟

その他、警察官が危険を防止・排除する必要があると判断・命令した場合、警察官職務執行法第4条に基づく銃猟（市に裁量はない）



※銃猟とは、「銃器を使用した鳥獣の捕獲等」をいう。

（3）緊急銃猟の実施に関する流れ



フロー図の各項目の上部の番号はクマ等の鉛猟・麻醉捕獲に関する対応マニュアルの項目番号

花巻市熊出没対応マニュアル

